

（開講目的）

第1条 介護を社会で支える介護保険制度の健全な形成に寄与すると共に、介護の業務に携わる者が、業務遂行時に必要な知識・技術と、実践する上での考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えるようにすることを目的とする。

（研修の名称）

第2条 研修の名称は以下のとおりとする。

アサヒサンクリーン株式会社介護職員初任者研修 （12月コース）

（研修の課程及び形式）

第3条 研修課程及び形式は以下のとおりとする。

介護職員初任者研修課程（通学形式）

免除科目については、特に設けていない。

（研修会場の所在地）

第4条 研修会場の所在地は、別紙1「アサヒサンクリーン株式会社介護職員初任者研修課程（通学）研修会場一覧表」のとおり。

（研修期間）

第5条 研修期間は令和7年12月2日～令和7年12月26日までとする。

（講師氏名）

第6条 研修を担当する講師は、様式04「アサヒサンクリーン株式会社介護職員初任者研修課程（通学）講師一覧」のとおり。

（遅刻、早退、欠席の取り扱い）

第7条 研修開始前に出欠の確認をする。やむを得ず欠席・遅刻する場合は、必ず研修開始前に電話等より届け出ることとする。なお、研修開始から15分以上遅刻した場合は欠席とする。早退に関しても届け出ること。

（研修時間数等）

第8条 研修時間数は、様式03-1「アサヒサンクリーン株式会社介護職員初任者研修課程（通学）カリキュラム」を最低基準とし、時間割表及び募集内容等にてその都度定める。

(研修修了の認定方法)

第9条 第8条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1時間程度の修了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

2 前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。

3 第1項の修了評価は、筆記試験により行うこととし、満点評価を100点、評価基準は70点以上を合格とする。

合格点（70点以上）に達しない者は、合格点に達するまで課題に取り組むこととする。

4 第1、2項及び第3項の評価基準は、次のとおり、理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分とし、C以上で評価基準を満たしたものと認定する。認定基準（100%正解を100点評価とする）

A=90点以上 B=80～89点 C=70～79点 D=70点%未満

(受講対象者)

第10条 受講対象者は次のとおりとする。

- (1) 名古屋市近郊在住、在勤で通学可能な者。
- (2) 受講定員は10名とする。

(受講申込手続)

第11条 受講申込手続は以下の(1)から(3)の手順により行い、(3)の完了を当事業者が確認することで受講申込手続を完了したとみなす。

(1) 受付期間

開講日の概ね2週間前から受付を始め、3日前で締め切る。

(2) 申込手続

別に定める「受講申込書」に必要事項を記載のうえ、当事業者に郵送にて提出する。

(3) 受講決定通知等

当事業者から受講決定通知及び受講料納入通知書を受け、受講料を納入する。

(受講時等における本人確認)

第12条 研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書により確認する。

(1) 確認の時期

受講申込受付時に行う。

(2) 本人確認の方法

- ・戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出
- ・住民基本台帳カードの提示
- ・在留カード等の提示
- ・資格確認書の提示（確認日において有効な健康保険証を含む）

- ・運転免許証の提示
- ・パスポートの提示
- ・年金手帳の提示
- ・国家資格等を有する者については、免許証または登録証の提示

(受講料等受講に際し必要な費用の額)

第13条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 受講料 | 88,000円 [80,000円+消費税] |
| (2) テキスト代 | 8,360円 [7,600円+消費税] |
| (3) 傷害・賠償保険料 | (別途自己負担) |
| (4) 補講料 | 5,500円 [5,000円+消費税] |
| (5) 修了証明書の再交付料 | 1,000円 |

(返金について)

第14条 受講申込手続完了後の返金は認めない。

(保険加入)

第15条 介護労働講習等損害（傷害・賠償責任）保険は、全ての受講生が加入するものとし、これに係る一切の費用は自己負担とする。

(研修欠席者に対する補講の実施方法)

第16条 研修を欠席したもののうち、やむを得ない事情があると認められる者について補講を行うものとする。また、補講に係る料金は第13条の規定により受講生が負担する。

補講の方法としては、同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別の対応で行う。

補講の上限は総時間数の1割までとする。

(使用テキスト等)

第17条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

中央法規 出版

介護職員初任者研修課程テキスト

(受講取消)

第18条 受講生が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、当事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者

(3)受講継続意志のない者

(4)その他、事業者が不適当とみなした者

(退講)

第19条 第18条各号により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。

2 退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

(修了者管理)

第20条 当事業者は、修了者を愛知県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第21条 当事業者は、第9条により修了者と認定したものに対して、介護保険法施行令第3条第1項第1号ロに定める証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第22条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「アサヒサンクリーン株式会社介護職員初任者研修課程修了証明書再交付申請書」を当事業者に提出することで再交付を受けることができる。ただし、修了証明書の再発行にかかる料金については1枚1,000円を受講者の負担とする。

(個人情報管理)

第23条 当事業者は、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

2 受講生は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して当事業者に提出する。

(研修の延期・中止等の不慮の事態における養成研修の継続及び苦情等に対する対応等)

第24条 不慮の事態における養成研修の継続について、受講生に不利益にならないよう、受講生は、第16条の要領にて、補講を受講することができる。

苦情対応に関しては、苦情対応窓口を設置し、必要な処置を講じ、苦情及び事故が発生した場合には、速やかな解決を図るよう迅速に対応する。

苦情対応部署：経営企画本部 経営企画室

受講生対応窓口 電話 054-266-3221

(附則)

第1条 この学則は、2025年4月1日から施行する。(指定日)